

令和 5年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：国保医療課
 担当名：福祉医療・後期高齢者医療担当
 内線：3358 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
S39	後期高齢者医療財政安定化基金事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	後期高齢者医療財政安定化基金事業費		
事業期間	平成20年度～	根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第116条 埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例			針路	03 介護・医療体制の充実	SDGsゴール	3	
						分野施策	0303 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8	
1 事業の概要	埼玉県後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者医療の財政の安定化に資するため埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金を設ける。 基金の運用益見込み額の修正による増 後期高齢者医療財政安定化基金事業費 274千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 交付事業 … ①実績の保険料収納額が予定した保険料収納額よりも不足し、かつ、②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、①の1/2相当額（①の額が②の額を超える場合は、②の額の1/2に相当する額）を交付。特例として、当面の間、保険料の増加抑制のためにも交付可能。 イ 貸付事業 … 保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について無利子で貸付。 (2) 事業計画 国・県・広域連合で1/3ずつ負担し、元本の積立を行う(H20-27)。また、基金の運用益についても毎年度積立を行う。 (3) 事業効果 後期高齢者医療制度が安定的に運営される。本県広域連合はこれまで安定的に運営されており、現在までのところ基金の処分実績はない。 (4) 終期を設定できない理由について 高齢者の医療の確保に関する法律第116条により基金を設けることとされているため。 (5) 補正予算の概要 基金の運用益見込み額の修正による増						
2 事業主体及び負担区分	(国1/3・県1/3・広域連合1/3)									
3 地方財政措置の状況	なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	9,500千円×0.3人=2,850千円									
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
		財産収入								
決定額	274	274						0	26,690	
現計額	26,416	26,416						0		

事業内訳書

事業名	後期高齢者医療財政安定化基金事業費		
単位事業名	後期高齢者医療財政安定化基金事業費	予算額	274千円

○歳入

(単位：千円)

款・節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
財産収入・ 利子及び配当金	274	—	後期高齢者医療財政安定化基金利子
合計	274	—	

○歳出

(単位：千円)

節	補正予算額	対前年度増減額	主な内容
積立金	274	—	後期高齢者医療財政安定化基金への積立金
合計	274	—	